

市民広場の利用許可

市民広場で次のような活動を行う場合には利用許可申請をしてください。

1. 演奏会、展覧会、集会など
2. 物品の販売、飲食物の提供、チラシの配布など
3. 募金、署名活動など
4. 写真や映画等の撮影（営業目的の場合）

【注意事項】

- 利用時間は原則として9時から21時までです。
- 1から3については、市民交流や地域の活性化を目的とした活動の場合に限りご利用いただけます。もっぱら営利を目的とする場合は利用できません。
- 利用にあたっては、歩行者用の通路部分・スロープを確保したうえでご利用ください。
- 近隣居住者や周辺施設利用者に配慮して、過度な音響・臭いなどにはご注意ください。また苦情等には速やかに対応してください。

市民広場の利用許可申請

- 申請受付
利用許可申請は、利用日の7ヶ月前（市外の方は6ヶ月前）の初日から5日前まで受付します。所定の利用許可申請書をご提出ください。
- 受付場所
市民交流センター2階総合案内です。
- 受付日時
年末年始（12月29日から1月3日）を除く、8時から21時30分までです。
※空き状況の確認や利用申込について、詳しくは総合案内にお問い合わせください。
【総合案内04-2954-2111】
- 使用料
市民広場の利用は無料です。
ただし、利用に伴い水道（散水栓）・電気を使用する場合には、予め利用許可申請書にその旨を記載していただき、利用後に実費相当額をお支払いいただきます。
 - ・水道（散水栓）：1口1日100円
 - ・電気コンセント：1口1時間50円

市民広場のルール

市民広場では歩行者の通行が最優先となります。次のルールを守り、だれもが気持ちよく安全に利用できるようにご協力ください。

【禁止行為】

- 広場を汚したり、広場のものを壊したり、植物を採取すること
- 所定の場所以外で喫煙をすること
- 車両（自転車含む）を乗り入れること
※自転車の乗り入れは禁止です。スロープはベビーカー、車イスの方などが通行します。危険防止のため、自転車は必ず降りて通行してください。
- 許可なく物品販売、興行、集会などを行うこと
※もっぱら営利目的の場合は、ご利用できません。
- 許可なく、はり紙や広告等の表示をすること
- スケートボードやローラースケート等を使用すること
- 花火等の火遊びや許可無く火気を使用すること
- 騒音または大声、寝泊り、動物の放し飼い及び糞の放置、物やゴミの放置等、その他、人に迷惑をかけること



利用や管理に関するお問合せ
市民センター総合案内 04-2954-2111

出会う！ 学ぶ！ 交流する！

狭山市駅西口市民広場

利用案内



狭山市